

大 通 達 甲（ 備 ） 第 9 号
令 和 8 年 4 月 2 7 日

簿 冊 名	例 規（ 1 年 ）
保存期間	1 年

本 部 各 課 ・ 所 ・ 隊 長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

警 察 本 部 長

災害発生時における職員の参集基準並びに災害警備本部及び災害警備部隊の設置、編成及び分掌事務等について（通達）

大分県警察における災害警備活動に関する規程（平成25年大分県警察本部訓令第9号）第18条第3項、第20条第4項及び第21条第2項の規定に基づき、職員（大分県警察に勤務する警察官及び一般職員（事務職員、技術職員及び技能職員をいう。）をいう。以下同じ。）の参集基準及び参集する職員の範囲並びに警察本部の大分県警察災害警備本部（以下「災害警備本部」という。）及び大分県警察災害警備部隊（以下「災害警備部隊」という。）の設置、編成及び分掌事務等については、「災害発生時における職員の参集基準並びに災害警備本部及び災害警備部隊の設置、編成及び分掌事務等について」（令和7年3月31日付け大通達甲（備）第5号）に基づき運用しているところであるが、気象庁が定める防災気象情報の名称等が変更されることに伴い、令和8年5月28日から下記のとおり実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

第1 災害警備本部の体制

災害警備本部の体制は、大分県警察災害警備本部体制表（別紙1。以下「体制表」という。）のとおりとする。

第2 災害警備本部の設置基準

1 連絡本部の設置等

(1) 警察本部長は、次のいずれかに該当する場合は、大分県警察災害警備本部（連絡体制）（以下「連絡本部」という。）を設置するものとする。

ア 県内で震度4の地震が発生した場合

イ 県内に津波注意報が発表された場合

ウ 県内に警戒レベル3相当の警報（大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報又は高潮警報）、警戒レベル4相当の危険警報（大雨危険警報、氾濫危険警報、土砂災害危険警報又は高潮危険警報）、暴風（雪）警報又は大雪警報が発表された場合

エ 県内の噴火警戒レベルが運用されている火山に噴火警報（噴火警戒レベル2（火口周辺規制）又は噴火警戒レベル3（入山規制））が発表された場合又は噴火警戒

レベルが運用されていない火山に噴火警報（火口周辺危険又は入山危険）が発表された場合

オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

カ 前記アからオまでに掲げるもののほか、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、連絡本部の設置が必要と認められるとき。

(2) 警備部警備運用課長は、前記(1)に規定する連絡本部の設置基準のいずれかに該当する災害事象の発生又は注意報、警報若しくは臨時情報の発表を認知した場合は、その状況に応じて、連絡本部の要員としてあらかじめ指定された職員（以下「連絡本部要員」という。）を招集するものとする。

(3) 連絡本部要員は、前記(1)ア、イ又はオのいずれかに該当する災害事象の発生又は注意報若しくは臨時情報の発表を認知した場合は、前記(2)の規定にかかわらず、速やかに自主参集するものとする。

2 署連絡本部の設置等

(1) 警察署長は、管轄区域内における前記 1 (1) アからエまで又はカに規定する連絡本部の設置基準のいずれかに該当する災害事象の発生若しくは注意報若しくは警報の発表又は前記 1 (1) オに規定する臨時情報の発表を認知した場合は、警察署災害警備本部（連絡体制）（以下「署連絡本部」という。）を設置するものとする。

(2) 前記 1 (2) 及び(3)の規定は、署連絡本部の要員としてあらかじめ指定された職員の招集及び参集について準用する。この場合において、前記 1 (2) 中「警備部警備運用課長」とあるのは「警察署長」と読み替えるものとする。

3 警戒本部の設置等

(1) 警察本部長は、次のいずれかに該当する場合は、大分県警察災害警備本部（警戒体制）（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

ア 県内で震度 5 弱の地震が発生した場合

イ 県内に津波警報が発表された場合

ウ 県内に警戒レベル 4 相当の危険警報（大雨危険警報、氾濫危険警報、土砂災害危険警報又は高潮危険警報）、暴風（雪）警報又は大雪警報が発表され、かつ、現に災害が発生し、又は発生するおそれが高くなっている場合

エ 県内の噴火警戒レベルが運用されている火山に噴火警報（噴火警戒レベル 4（高齢者等避難））が発表された場合

オ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された場合

カ 前記アからオまでに掲げるもののほか、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、警戒本部の設置が必要と認められるとき。

(2) 警備部長は、前記(1)に規定する警戒本部の設置基準のいずれかに該当する災害事象の発生又は警報若しくは臨時情報の発表を認知した場合は、その状況に応じて、警戒本部の要員としてあらかじめ指定された職員（以下「警戒本部要員」という。）及び必要な災害警備部隊の隊員を招集するものとする。

- (3) 警戒本部要員並びに警備部警備運用課航空隊及び警備部機動隊の隊員は、前記(1)ア、イ又はオのいずれかに該当する災害事象の発生又は警報若しくは臨時情報の発表を認知した場合は、前記(2)の規定にかかわらず、速やかに自主参集するものとする。

4 署警戒本部の設置等

- (1) 警察署長は、管轄区域内における前記3(1)アからエまで又はカに規定する警戒本部の設置基準のいずれかに該当する災害事象の発生若しくは警報の発表又は前記3(1)オに規定する臨時情報の発表を認知した場合は、警察署災害警備本部（警戒体制）（以下「署警戒本部」という。）を設置するものとする。
- (2) 前記3(2)及び(3)の規定は、署警戒本部の要員としてあらかじめ指定された職員及び警察署の災害警備部隊の隊員の招集及び参集について準用する。この場合において、前記3(2)中「警備部長」とあるのは「警察署長」と、前記3(3)中「警戒本部要員並びに警備部警備運用課航空隊及び警備部機動隊の隊員」とあるのは「署警戒本部の要員としてあらかじめ指定された職員及び警察署の災害警備部隊のうち即応部隊の隊員」と読み替えるものとする。

5 第一次警備本部の設置等

- (1) 警察本部長は、次のいずれかに該当する場合は、大分県警察災害警備本部（第一次体制）（以下「第一次警備本部」という。）を設置するものとする。
- ア 県内で震度5強の地震が発生した場合
 - イ 県内に警戒レベル5相当の特別警報（大雨特別警報、氾濫特別警報、土砂災害特別警報又は高潮特別警報）、暴風（雪）特別警報又は大雪特別警報が発表された場合
 - ウ 県内の噴火警戒レベルが運用されている火山に噴火警報（噴火警戒レベル5（避難））が発表された場合又は噴火警戒レベルが運用されていない火山に噴火警報（居住地域厳重警戒）が発表された場合
 - エ 前記アからウまでに掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、第一次警備本部の設置が必要と認められるとき。
- (2) 警察本部長は、前記(1)に規定する第一次警備本部の設置基準のいずれかに該当する災害事象の発生又は特別警報若しくは警報の発表を認知した場合は、その状況に応じて、第一次警備本部の要員としてあらかじめ指定された職員（以下「第一次警備本部要員」という。）及び必要な災害警備部隊の隊員を招集するものとする。
- (3) 次に掲げる職員は、前記(1)アに該当する災害事象を認知した場合は、前記(2)の規定にかかわらず、速やかに自主参集するものとする。
- ア 第一次警備本部要員
 - イ 警備部警備運用課航空隊の隊員
 - ウ 警備部機動隊の隊員
 - エ 九州管区機動隊の隊員
 - オ 災害警備部隊のうち機動警察通信隊の隊員

6 第二次警備本部の設置等

- (1) 警察本部長は、次のいずれかに該当する場合は、大分県警察災害警備本部（第二次体制）（以下「第二次警備本部」という。）を設置するものとする。
 - ア 県内で震度 6 弱の地震が発生した場合
 - イ 県内に大津波警報が発表された場合
 - ウ 県内に警戒レベル 5 相当の特別警報（大雨特別警報、氾濫特別警報、土砂災害特別警報又は高潮特別警報）、暴風（雪）特別警報又は大雪特別警報が発表され、かつ、現に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれが高くなっている場合
 - エ 県内の噴火警戒レベルが運用されている火山に噴火警報（噴火警戒レベル 5（避難））が発表された場合又は噴火警戒レベルが運用されていない火山に噴火警報（居住地域厳重警戒）が発表され、かつ、現に大規模な噴火が発生し、又は発生するおそれが高くなっているとき。
 - オ 前記アからエまでに掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、第二次警備本部の設置が必要と認められるとき。
- (2) 警察本部長は、前記(1)に規定する第二次警備本部の設置基準のいずれかに該当する災害事象の発生又は特別警報若しくは警報の発表を認知した場合は、その状況に応じて、第二次警備本部の要員としてあらかじめ指定された職員（以下「第二次警備本部要員」という。）及び必要な災害警備部隊の隊員を招集するものとする。
- (3) 第二次警備本部要員及び災害警備部隊のうち即応部隊の隊員は、前記(1)ア又はイのいずれかに該当する災害事象を認知した場合は、前記(2)の規定にかかわらず、速やかに自主参集するものとする。

7 第三次警備本部の設置等

- (1) 警察本部長は、県内で震度 6 強又は震度 7 の地震が発生した場合は、大分県警察災害警備本部（第三次体制）（以下「第三次警備本部」という。）を設置するものとする。
- (2) 警察本部の全ての職員は、県内で震度 6 強又は震度 7 の地震が発生した場合は、速やかに自主参集するものとする。

8 署警備本部の設置等

- (1) 警察署長は、管轄区域内において、前記 5 (1)、6 (1) 又は 7 (1) に規定する第一次警備本部、第二次警備本部又は第三次警備本部の設置基準のいずれかに該当する災害事象の発生又は特別警報若しくは警報の発表を認知した場合は、警察署災害警備本部（以下「署警備本部」という。）を設置するものとする。
- (2) 警察署長は、署警備本部を設置するときは、署警備本部の要員としてあらかじめ指定された職員及び必要な災害警備部隊の隊員を招集するものとする。
- (3) 警察署の全ての職員は、管轄区域内において、震度 5 強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合は、前記(2)の規定にかかわらず、速やかに自主参集するものとする。

第3 災害警備本部の編成及び分掌事務

災害警備本部の各班の編成及び分掌事務の基準は、大分県警察災害警備本部編成表（別紙2。以下「災害警備本部編成表」という。）のとおりとする。

第4 災害警備部隊の編成及び分掌事務

災害警備部隊の各隊の編成及び分掌事務の基準は、大分県警察災害警備部隊編成表（別紙3。以下「災害警備部隊編成表」という。）のとおりとする。

第5 災害警備本部の設置場所

災害警備本部（連絡本部を除く。）の設置場所は、原則として、大分県警察総合指揮室とする。

第6 留意事項等

- 1 体制表、災害警備本部編成表及び災害警備部隊編成表に定める編成等については、災害の規模に応じて、これを拡大し、又は縮小する場合があることに留意すること。
- 2 災害警備本部の設置に際しては、その都度決定した災害警備本部の編成等について、関係所属長に連絡するものとする。

第7 警察署災害警備本部及び警察署災害警備部隊の編成等

警察署長は、災害警備本部及び災害警備部隊の編成等に準じて、警察署災害警備本部及び警察署災害警備部隊の編成等を整備するものとする。

（警備運用課災害対策係）

大分県警察災害警備本部体制表

	大分県警察災害警備本部				
体 制	連絡本部	警戒本部	第一次 警備本部	第二次 警備本部	第三次 警備本部
本 部 長	警備運用課長	警備部長	警 察 本 部 長		
副本部長	警備運用課次席 災害対策官	警備運用課長	警備部長 交通部長	警備部長 交通部長	警備部長 警務部長 交通部長
幕 僚	—	—	—	情報通信部長	生活安全部長 刑事部長 警務部参事官兼首席監察官 情報通信部長 警察学校長
総 括 班	—	—	警備部総括参事官		

班 名	警備部 対策班	交通部 対策班	警務部 対策班	生活安全部 対策班	刑事部 対策班	情報通信部 対策班	警察学校 対策班
班 長	警備部 総括参事官(兼)	交通部 総括参事官	警務部 総括参事官	生活安全部 総括参事官	刑事部 総括参事官	機動通信課長	警察学校 副校長

部 隊 名	警備部					交通部			警務部					生活安全部			刑事部			情報通信部
	指揮 支援 隊 ※	捜 索 救 助 隊 ※	本 部 支 援 隊 ※	航 空 支 援 隊 ※	航 空 支 援 隊	先 行 情 報 隊 ※	交 通 規 制 隊	特 別 交 通 部 隊	記 録 ・ 広 報 隊	遺 失 ・ 拾 得 対 策 隊	施 設 装 備 隊	補 給 隊	受 援 連 絡 隊	避 難 所 対 策 隊	行 方 不 明 者 対 策 隊	特 別 自 動 車 警 ら 隊	捜 査 隊	検 視 隊	鑑 識 隊	機 動 警 察 通 信 隊 ※

※は即応部隊を、その他は一般部隊を示す。

大分県警察災害警備本部編成表 (連絡本部)

本部長	副本部長	要 員	分掌事務
警備運用課長	○警備運用課次席 ○災害対策官	警備運用課員	○ 災害警備本部の総括及び庶務に関すること。 ○ 各種会議等の開催及び運営に関すること。 ○ 警察署との連絡及び調整に関すること。 ○ 警察庁等への報告及び連絡に関すること。 ○ 県災害対策本部等関係機関への連絡要員の派遣に関すること。 ○ 気象情報の収集及び伝達に関すること。 ○ 関係機関との連絡及び調整に関すること。 ○ その他特命事項に関すること。
1	2	4	総計 7

大分県警察災害警備本部編成表 (警戒本部)

本部長	副本部長	班 名	班 長	班員(部門別差出人員)		分 掌 事 務
				部門	差出人員	
					小計	
警備部長	警備運用課長	総括班	警備運用課長 (兼)	警備部	1 3	○ 災害警備本部の総括及び庶務に関する事。 ○ 各種会議等の開催及び運営に関する事。 ○ 各班との連絡及び調整に関する事。 ○ 警察庁等への報告及び連絡に関する事。 ○ 避難誘導及び救出救助活動に関する事。 ○ 行方不明者の捜索に関する事。 ○ 県災害対策本部等関係機関への連絡要員の派遣に関する事。 ○ 気象情報の収集及び伝達に関する事。 ○ 関係機関との連絡及び調整に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
		警備部対策班	災害対策官	警備部	7	○ 警備部対策班の各隊の総括、編成及び運用に関する事。 ○ 被害情報の収集及び分析に関する事。 ○ 被害統計、避難者の避難先等の実態把握に関する事。 ○ 他の都道府県警察からの派遣部隊等の配置及び運用に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
		交通部対策班	交通規制課長	交通部	3	○ 交通部対策班の各隊の総括、編成及び運用に関する事。 ○ 交通情報の収集、分析及び提供に関する事。 ○ 交通関係機関との連携に関する事。 ○ 道路の安全な通行に向けた道路管理者との協議に関する事。 ○ 信号機の滅灯、倒壊等の被害に係る対策に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
		情報通信部対策班	機動通信指導専門官	情報通信部	2	○ 機動警察通信隊の総括、編成及び運用に関する事。 ○ 通信の確保、保全及び復旧に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
1	1	4 (1)		2 5		総計 3 0

備考 () 内の数値は内数

大分県警察災害警備本部編成表 (第一次警備本部)

本部長	副本部長	班 名	班 長	副班長	班員(部門別差出人員)		分 掌 事 務
					部門	差出人員	
						小計	
警察本部長	○警備部長 ○交通部長	総括班	警備部総括参事官	警備運用課長	警備部	2 3	○ 災害警備本部の総括及び庶務に関する事。 ○ 各種会議等の開催及び運営に関する事。 ○ 各班との連絡及び調整に関する事。 ○ 警察庁等への報告及び連絡に関する事。 ○ 援助の要求に関する事。 ○ 避難誘導及び救出救助活動に関する事。 ○ 警衛及び警護に関する事。 ○ 行方不明者の捜索に関する事。 ○ 県災害対策本部等関係機関への連絡要員の派遣に関する事。 ○ 気象情報の収集及び伝達に関する事。 ○ 関係機関との連絡及び調整に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
		警備部対策班	警備部総括参事官(兼)	災害対策官	警備部	1 2	○ 警備部対策班の各隊の総括、編成及び運用に関する事。 ○ 被害情報の収集及び分析に関する事。 ○ 被害統計、避難者の避難先等の実態把握に関する事。 ○ 他の都道府県警察からの派遣部隊等の配置及び運用に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
		交通部対策班	交通規制課長		交通部	5	○ 交通部対策班の各隊の総括、編成及び運用に関する事。 ○ 交通情報の収集、分析及び提供に関する事。 ○ 交通関係機関との連携に関する事。 ○ 道路の安全な通行に向けた道路管理者との協議に関する事。 ○ 信号機の滅灯、倒壊等の被害に係る対策に関する事。 ○ 緊急交通路に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
		情報通信部対策班	機動通信課長	機動通信課次席	情報通信部	2	○ 機動警察通信隊の総括、編成及び運用に関する事。 ○ 通信の確保、保全及び復旧に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
1	2	4 (1)		3	4 2		総計 5 1

備考 () 内の数値は内数

大分県警察災害警備本部編成表（第二次警備本部）

本部長	副本部長	幕 僚	班 名	班 長	副班長	班員（部門別差出人員）		分 掌 事 務
						部門	差出人員 小計	
警察本部長	○警備部長 ○交通部長	情報通信部長	総括班	警備部総括参事官	警備運用課長	警備部	2 4	○ 災害警備本部の総括及び庶務に関する事 ○ 各種会議等の開催及び運営に関する事 ○ 各班との連絡及び調整に関する事 ○ 警察庁等への報告及び連絡に関する事 ○ 援助の要求に関する事 ○ 避難誘導及び救出救助活動に関する事 ○ 警備及び警護に関する事 ○ 行方不明者の捜索に関する事 ○ 県災害対策本部等関係機関への連絡要員の派遣に関する事 ○ 気象情報の収集及び伝達に関する事 ○ 関係機関との連絡及び調整に関する事 ○ その他特命事項に関する事
			警備部対策班	警備部総括参事官（兼）	災害対策官	警備部	1 2	○ 警備部対策班の各隊の総括、編成及び運用に関する事 ○ 被害情報の収集及び分析に関する事 ○ 被害統計、避難者の避難先等の実態把握に関する事 ○ 他の都道府県警察からの派遣部隊等の配置及び運用に関する事 ○ その他特命事項に関する事
			警務部対策班	警務部総括参事官	会計課長	警務部	3	○ 警務部対策班の各隊の総括、編成及び運用に関する事 ○ 県議会及び公安委員会への報告及び連絡に関する事 ○ 災害広報及び報道対応に関する事 ○ 災害に関する警察安全相談に関する事 ○ 遺族等の支援に関する事 ○ 給食等物資の補給及び調達に関する事 ○ 遺失物及び拾得物の取扱いに関する事 ○ 車両の運用に関する事 ○ 装備資機材の配分及び調達に関する事 ○ 警察施設の被害状況の把握に関する事 ○ その他特命事項に関する事
			生活安全部対策班	生活安全部総括参事官	地域課長	生活安全部	4	○ 生活安全部対策班の各隊の総括、編成及び運用に関する事 ○ 地域安全情報の収集及び分析に関する事 ○ 安否不明者に関する問合せ対応に関する事 ○ 行方不明者の手配等に関する事 ○ 被災地域の警ら活動に関する事 ○ 犯罪の予防及び防犯活動に関する事 ○ 自主防災組織及び防犯組織との連携に関する事 ○ 警備業者に対する情報提供及び指導に関する事 ○ その他特命事項に関する事
			刑事部対策班	刑事部総括参事官	捜査第一課長	刑事部	3	○ 刑事部対策班の各隊の総括、編成及び運用に関する事 ○ 捜査情報の収集及び分析に関する事 ○ 遺体の検視、見分及び身元確認に関する事 ○ 遺体取扱状況の把握及び集計に関する事 ○ 特殊詐欺等治安情報の収集に関する事 ○ 警察犬の運用に関する事 ○ その他特命事項に関する事
			交通部対策班	交通部総括参事官	交通規制課長	交通部	6	○ 交通部対策班の各隊の総括、編成及び運用に関する事 ○ 交通情報の収集、分析及び提供に関する事 ○ 交通関係機関との連携に関する事 ○ 道路の安全な通行に向けた道路管理者との協議に関する事 ○ 信号機の滅灯、倒壊等の被害に係る対策に関する事 ○ 緊急交通路に関する事 ○ その他特命事項に関する事
			情報通信部対策班	機動通信課長	機動通信課次席	情報通信部	4	○ 機動警察通信隊の総括、編成及び運用に関する事 ○ 通信の確保、保全及び復旧に関する事 ○ その他特命事項に関する事
1	2	1	7（1）		7	5 6		総計 7 3

備考（ ）内の数値は内数

大分県警察災害警備本部編成表（第三次警備本部）

本部長	副本部長	幕 僚	班 名	班 長	副班長	班員（部門別差出人員）		分 掌 事 務
						部門等	差出人員	
							小計	
警察本部長	○警備部長 ○警務部長 ○交通部長	警備部長 (兼)	総括班	警備部総括参事官	警備運用課長	警備部	24	○ 災害警備本部の総括及び庶務に関する事。 ○ 各種会議等の開催及び運営に関する事。 ○ 各班との連絡及び調整に関する事。 ○ 警察庁等への報告及び連絡に関する事。 ○ 援助の要求に関する事。 ○ 避難誘導及び救出救助活動に関する事。 ○ 警備及び警護に関する事。 ○ 行方不明者の捜索に関する事。 ○ 県災害対策本部等関係機関への連絡要員の派遣に関する事。 ○ 気象情報の収集及び伝達に関する事。 ○ 関係機関との連絡及び調整に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
			警備部対策班	警備部総括参事官 (兼)	災害対策官	警備部	12	○ 警備部対策班の各隊の総括、編成及び運用に関する事。 ○ 被害情報の収集及び分析に関する事。 ○ 被害統計、避難者の避難先等の実態把握に関する事。 ○ 他の都道府県警察からの派遣部隊等の配置及び運用に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
		○警務部長 (兼) ○警務部参事官兼首席監察官	警務部対策班	警務部総括参事官	会計課長	警務部	3	○ 警務部対策班の各隊の総括、編成及び運用に関する事。 ○ 県議会及び公安委員会への報告及び連絡に関する事。 ○ 災害広報及び報道対応に関する事。 ○ 災害に関する警察安全相談に関する事。 ○ 遺族等の支援に関する事。 ○ 給食等物資の補給及び調達に関する事。 ○ 遺失物及び拾得物の取扱いに関する事。 ○ 車両の運用に関する事。 ○ 装備資機材の配分及び調達に関する事。 ○ 警察施設の被害状況の把握に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
		生活安全部長	生活安全部対策班	生活安全部総括参事官	地域課長	生活安全部	4	○ 生活安全部対策班の各隊の総括、編成及び運用に関する事。 ○ 地域安全情報の収集及び分析に関する事。 ○ 安否不明者に関する問合せ対応に関する事。 ○ 行方不明者の手配等に関する事。 ○ 被災地域の警ら活動に関する事。 ○ 犯罪の予防及び防犯活動に関する事。 ○ 自主防災組織及び防犯組織との連携に関する事。 ○ 警備業者に対する情報提供及び指導に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
		刑事部長	刑事部対策班	刑事部総括参事官	捜査第一課長	刑事部	3	○ 刑事部対策班の各隊の総括、編成及び運用に関する事。 ○ 捜査情報の収集及び分析に関する事。 ○ 遺体の検視、見分及び身元確認に関する事。 ○ 遺体取扱状況の把握及び集計に関する事。 ○ 特殊詐欺等治安情報の収集に関する事。 ○ 警察犬の運用に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
		交通部長 (兼)	交通部対策班	交通部総括参事官	交通規制課長	交通部	6	○ 交通部対策班の各隊の総括、編成及び運用に関する事。 ○ 交通情報の収集、分析及び提供に関する事。 ○ 交通関係機関との連携に関する事。 ○ 道路の安全な通行に向けた道路管理者との協議に関する事。 ○ 信号機の滅灯、倒壊等の被害に係る対策に関する事。 ○ 緊急交通路に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
		警察学校長	警察学校対策班	警察学校副校長		警察学校	1	○ 特命事項に関する事。
		情報通信部長	情報通信部対策班	機動通信課長	機動通信課次席	情報通信部	4	○ 機動警察通信隊の総括、編成及び運用に関する事。 ○ 通信の確保、保全及び復旧に関する事。 ○ その他特命事項に関する事。
1	3	8 (3)	8 (1)		7	57		総計 80

備考 1 () 内の数値は内数

2 警察学校対策班の設置場所は、原則として警察学校とする。

大分県警察災害警備部隊編成表

部隊種別	部隊名	隊長	部隊員	分 掌 事 務
即 応 部 隊	指揮支援隊	外事課長	別途指定	○ 警察署の指揮体制の確立及び災害警備活動の支援に関すること。 ○ 被災情報の収集及び分析に関すること。 ○ 関係機関との連絡及び調整に関すること。
	捜索救助隊	機動隊長		○ 要救助者の救出救助活動に関すること。 ○ 行方不明者の捜索に関すること。
	本部支援隊	外事課次席		○ 警察署の支援に関すること。 ○ 要救助者の救出救助活動に関すること。 ○ 行方不明者の捜索に関すること。
	航空隊	航空隊長		○ 警察用航空機の運用に関すること。
	先行情報隊	交通機動隊長		○ 被害情報の収集に関すること。 ○ 交通状況の調査に関すること。
	機動警察通信隊	機動通信課長		○ 応急通信の確保に関すること。 ○ 通信施設等の被害状況の調査に関すること。
一 般 部 隊	記録・広報隊	必要な都度指定	必要な都度指定	○ 報道機関との連絡及び調整に関すること。 ○ 災害警備活動の記録及び広報に関すること。
	遺失・拾得対策隊			○ 遺失届及び拾得届の受理に関すること。 ○ 拾得物件の保管及び遺失者の調査に関すること。
	施設装備隊			○ 装備資機材等及び車両の調達及び運用に関すること。 ○ 各種燃料の確保に関すること。 ○ 警察施設の被害状況の調査に関すること。
	補給隊			○ 補給物品の調達及び搬送に関すること。 ○ 県外からの派遣部隊の宿舎及び補給に関すること。
	受援連絡隊			○ 県外からの派遣部隊の受援連絡に関すること。
	避難所対策隊			○ 避難所等における相談活動及び防犯指導に関すること。
	行方不明者対策隊			○ 行方不明者の相談受理等に関すること。 ○ 行方不明者情報の収集及び整理に関すること。
	特別自動車警ら隊			○ 被災地における警戒及び警ら活動に関すること。 ○ 被災地における広報等に関すること。
	捜査隊			○ 犯罪捜査に関すること。 ○ 犯罪情報の収集に関すること。
	検視隊			○ 検視及び遺族対応に関すること。
	鑑識隊			○ 鑑識活動に関すること。
	特別交通部隊			○ 被災地における交通状況等の把握に関すること。 ○ 緊急交通路内における放置車両等の排除に関すること。 ○ 緊急輸送車両の先導に関すること。
	交通規制隊			○ 被災地における交通整理及び交通規制に関すること。 ○ 緊急交通路の確保に関すること。
	航空支援隊			○ 航空隊の所掌事務の支援に関すること。
	その他の部隊			○ 他の隊の所掌事務に属さない事項に関すること。

備考1 各隊の所掌事務には、上記表に定めるもののほか「特命事項に関すること」を含むものとする。

2 各隊の部隊員については、指定した都度、通知するものとする。